

会 議 録

会 議 の 名 称	令和8年度第2回所沢市国民健康保険運営協議会
開 催 日 時	令和8年8月26日（水）午後1時30分～2時35分
開 催 場 所	所沢市役所 高層棟8階 大会議室
出席者の氏名	（別紙委員出欠席表のとおり）
欠席者の氏名	（別紙委員出欠席表のとおり）
説明者の職・氏名	
議 題	（1）所沢市国民健康保険税条例等の改正に係る諮問について （2）その他
会 議 資 料	（1）会議次第 （2）資料 令和8年度諮問事項の概要について
担 当 部 課 名	健康推進部長 小山 貴之 健康推進部次長 近藤 真希 国民健康保険課長 遠藤 康代 国民健康保険課主幹 野島 博行 収税課長 近藤 敦志 国民健康保険課 主査 杉山 賢、主査 水口 文枝、主査 高橋 愛美、 主任 齋藤 雄司 健康推進部国民健康保険課 電話 2998-9131

様式第2号

発 言 者	審議の内容(審議経過・決定事項等)
司会	13時30分、事務局の進行により開会
会長	会長あいさつ
司会	本日は、18名の出席があり会議は成立する。 「所沢市国民保険に関する規則」第4条第1項に基づき、議事の進行を会長に願います。
会長	議事進行を務める。議事の前に、事務局から説明はあるか。
事務局	・議題1、議題2ともに公開とすること ・会議録の記録方法を要約方式とし、発言者の委員名は「委員」とのみ記載すること ・会議録の確定は、会長の確認及び署名により行うこととしたいがいかがか。
委員	一同承認
会長	傍聴希望者はいるか。
事務局	傍聴希望者はいない。
会長	それでは、議題1の所沢市国民健康保険税条例等の改正に係る諮問について事務局に説明を求める。
事務局	国民健康保険税条例等の改正について市長より諮問を行う。
市長	令和9年度以降の保険税率等の改定、国民健康保険財政調整基金の取扱いについて諮問する。 (市長から会長に諮問書が提出される) (事務局から委員に諮問書の写しが配付される) 市長あいさつ。その後、退席
会長	諮問内容について、事務局に説明を求める。
事務局	資料に基づき、諮問事項の概要について説明
会長	質疑等はあるか。
委員	賦課限度額の改定について、専決処分による条例改定を検討とあるが、議会に事前に説明した上で先決処分を行うという理解でよいのか。

事務局	本市は、通年会期制であり、市長の専決事項は別途指定がある。 「会計年度末における地方税法等の改正に伴う条例改正を行う。 ただし、市の裁量の余地がなく、かつ、直ちに施行しなければならないものに限る。」という規定があることから、この条文が適用される対象であるか、議会と調整を行ってまいりたい。
委員	議会と相談して進めるものと理解した。 次に、保険税の減免と医療費の減免について、県内統一の減免と市が行ってきた減免の違いは何か。
事務局	減免については、次回協議会にて資料を提示して詳細に説明する。
委員	承知した。 次に、財政調整基金についてだが、基金に積み立てた資金は、市で活用できるのか、それとも県が活用していくのか。
事務局	財政調整基金は市の基金であり、基金に積み立てた資金が県に渡るということはない。
委員	市で積み立てた資金は、市で自由に活用できるという理解でよいか。基金の使途が制限され、市で活用できなくなるのではないかという懸念がある。
事務局	現在の条例においては、国保会計に不足がある場合にのみ基金を取り崩すことができると規定されている。 今後は、より柔軟に基金を運用できるように、県の運営方針で見直しが行われる予定である。そのため、県方針の見直し状況も踏まえて、基金の取扱いについてご意見をいただきたい。
委員	現在の基金の積立金はいくらか。
事務局	現時点では、0円である。
委員	承知した。 次に、県が示す標準保険税率について、標準保険税率は市町村毎で異なるという理解をしたが、そのようなことがあってよいものか。
事務局	令和12年度の保険税率の完全統一の段階では、県内全市町村で同じ税率になるが、令和9年度から11年度までは、各市町村の収納率を勘案した標準保険税率が示されるため、全市町村で同一とはならない。
委員	収納率の高い自治体が、率の低い自治体の未収分を補填するような仕組みであってはならず、県には、その旨を意見していただきたい。

委員	税収不足になった時の心配もしなければならない。万が一、赤字が生じてしまった場合は、どのような対応になるか。
事務局	赤字の解消についてはこれまでもご協議いただき、賦課方式や保険税率の改定を行ってきた。令和8年度当初予算では、一般会計からの繰入を見込んでおらず、決算の段階でも赤字が生じないものと考えている。 万が一、赤字が生じてしまった場合は、一般会計からの繰入は行えず、県から借入れを行うこととなる。 借り入れた金額は返済するために、翌年度以降の保険税率に上乗せすることとなる。
委員	県から借り入れした年の翌年度以降は納付する保険税率が上がるということか。
事務局	その通りである。そのため、赤字が生じないように税率を適宜改定していく必要がある。
委員	今後、社会保険制度が統一されるという動きはないのか。
事務局	現状そのような動きはないが、国に対して、保険制度の一本化について要望は行っている。
委員	赤字が生じた場合の流れは理解したが、赤字の翌年度以降に税率が上がるという仕組みでは、一度赤字が生じてしまった場合、その後赤字が解消されるとは考えにくい。
事務局	県が示す標準保険税率は、赤字が生じないように算定されているため、標準保険税率通りに市町村で税率改定を行えば、赤字が生じないという考えである。 本市では、これまで県の方針に基づき税率改定を行い、令和8年度は赤字が生じない見込みという段階まで到達している。今後も県が示す標準保険税率に沿って改定を行えば、赤字は生じないものと考えている。
委員	県内国保財政が健全な状態で好循環になればよいが、市町村での体力が弱まり赤字を繰り返すなどの悪循環となった場合、県の体力も弱ってくる。 県内のある自治体が赤字で困窮した場合、他市町村の保険税に影響することはないか。 また、県の財政状況が困窮した場合、国からの支援などはあるのか。
事務局	一自治体の赤字を、他市町村で埋め合わせを行うということはない。県が示す標準保険税率は、各自治体の被保険者数や医療費、所得等の状況から、赤字が生じないように算出されるものである。県では、財源不足に備えて、基金を設置している

委員	保険税率の設定方法等は、全国一律の方針か。
事務局	都道府県毎の方針である。
委員	東京都はどのような方針か。
事務局	東京都とは、完全統一の目標年度や税率改定のタイミングなども異なるものである。
委員	他の都道府県との方針の違いを次回提示いただきたい。
事務局	承知した。
委員	減免について、今後どのような変更が生じるのか。
事務局	減免の対象者と減免範囲に係る判定基準が変更となる。 例えば、一部負担金の減免は、現在、入院と外来を対象としているが、今後は入院分のみになるといった変更が生じる。 次回協議会にて、詳細に説明する。
会長	今回は、諮問内容の全体像について事務局より説明がなされたものである。今後、第3回協議会で減免に係る協議、第4回協議会で税率等に係る協議を予定している。
委員	令和12年度の完全統一に向けたソフトランディングを目指すのが県の考え方であると思う。本市では、これまで比較的順調に保険税率の改定が行われてきているように思うが、今後、完全統一に向けて被保険者の方々に負担感を感じさせてしまうようなことはないか。 また、資料1ページに記載のある保険税率等の5項目について、全て県の運営方針に沿って進めるのか。それとも、被保険者への影響を考慮して、市でスケジュールを変更することもありうるのか。
事務局	これまでも県の運営方針に沿って税率改定等を行ってきており、令和9年度に向けても、同様に進めていきたいと考えている。 基金についても、柔軟な資金の活用ができるような見直しが予定されていることから、基金条例の改定を行いたい。
委員	今年度示される仮算定の保険税率は、令和9年度の税率のみなのか。完全統一までのソフトランディングを考えると、令和10年度、11年度も示されるものと思われるが。
事務局	県では、毎年、国から示される係数に応じて保険税率を算定していることから、翌年度の保険税率のみを示している。
委員	令和8年度と令和12年度の差が100%であるとすれば、初年度で50%、次年度で何%といった形で、安全係数をかけた方が安全かと思う。保険税率の改定に係る協議において、たとえ県

	から数字が示されなくても、1年先のことしか議論できないのは不自然ではないかと思う。
事務局	県では、毎年度、最新の医療費の伸び率なども考慮して保険税率を算定していることから、中長期的な視点により算定をするのは難しいものと思われる。次回協議会にて、県資料で参考となるものがあれば提示する。
会長	議題1については、次回以降も継続での審議とする。 続いて、議題2のその他について事務局に説明を求める。
事務局	第3回協議会の日程について説明
会長	議事については以上である。
職務代理	閉会のあいさつ
司会	以上で、令和8年度第2回国民健康保険運営協議会は閉会とする。
	以上

令和8年度第2回所沢市国民健康保険運営協議会出欠表

代 表 区 分	推 薦 依 頼 先	出欠	氏 名
被保険者代表	所沢青色申告会	出	浜 野 好 明
	いるま野農業協同組合	欠	中 村 真美子
	所沢市連合婦人会	出	齋 藤 千 里
	所沢商工会議所	出	中 早 苗
	公 募	出	野 口 茂
	公 募	出	峰 寿 江
保険医又は 保険薬剤師代表	所沢市医師会	出	赤 津 拓 彦
		出	廣 瀬 恒
		出	水 野 寿 一
		出	加 納 良 彦
	所沢市歯科医師会	出	下 山 賢一郎
	所沢市薬剤師会	出	安 達 秀 夫
公益代表	所沢商店街連合会	出	宇佐美 保 政
	所沢市民生委員・ 児童委員連合会	出	赤 坂 悦
	連合埼玉 西部第四地域協議会	欠	栗 屋 克 哉
	所沢市自治連合会	出	廣 川 隆 通
	知識経験者	出	本 橋 栄 三
	知識経験者	出	平 田 仁
被用者保険等 保険者代表	全国健康保険協会 埼玉支部	欠	上 條 大 輔
	公立学校共済組合 埼玉支部	出	石 原 雅 樹
	西武健康保険組合	出	田 中 規 之

任期 令和9年12月31日まで